

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号：17701

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2011～2014

課題番号：23243002

研究課題名(和文) 司法サービスの新たなパラダイムとその展開 - 質を重視した司法過疎対策の研究

研究課題名(英文) New Paradigm and Next Step for Judicial Service in Japan - From the Quality Based Approach to Legal Service in Local Society

研究代表者

米田 健一 (Ken'ichi, YONEDA)

鹿児島大学・司法政策研究科・教授

研究者番号：20283856

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 18,100,000円

研究成果の概要(和文)：当研究では、「司法過疎」問題に注目し、司法制度改革後の司法過疎地域対策の実効性を検証しながら、質的側面を踏まえた司法過疎対策の課題やあり方を検討した。研究の結果、司法制度改革後、弁護士の単純増と政策的な措置による量的増加は達成されたが、量的増加だけでは適切な法サービスが提供されるとは限らず、司法機関と弁護士の活動の質の管理が必要であり、適切な活動を促すための様々な戦略が存在することを明らかにした。これに基づき、弁護士の司法過疎地活動用の教育プログラムの構築を推進し、司法過疎対策として、量的視点から質的視点を踏まえたパラダイム・シフトを促して、今後の体系的な研究の基礎付けを行うことができた。

研究成果の概要(英文)：Shedding light on the problem of the legal service deficiency in Japanese local society, this research project team examined the effect to it of Judicial Reform after 2002, and developed the new paradigm for the legal service from the view point of service quality based approach. As results of Judicial Reform, though the number of lawyers has been increasing in such area, it did not ensure promoting good legal service in local society. Our projects revealed the some required point for quality control and improving situation for good legal practices in local society. Based on such findings, constructing education program for practice in area of legal service deficiency and paradigm shift of strategy for it from quantity to quality has been recommended and some of them has been exercise in trial.

研究分野：法社会学

キーワード：司法過疎 司法制度 弁護士 裁判所 司法制度改革 ひまわり基金 ゼロワン 法テラス

1. 研究開始当初の背景

本研究は、「司法過疎」問題に注目し、「ゼロ・ワン」解消後における、日本司法支援センターや弁護士会等の取り組みによる司法過疎地域対策のあり方とその実効性を検証するとともに、これまでの量的側面を中心とするアプローチでは把握できない、質的側面を踏まえた司法過疎対策の課題やあり方を検討・構想し、司法サービスの新たなパラダイムとその展開を提言することを目的とする。

2. 研究の目的

本研究では、「司法サービスの新たなパラダイムと展開イメージ」について、このプロジェクト・チームのこれまでの成果である「司法制度や法曹の活動と市民生活の接点の「質」に注目し、また、司法の枠だけではなく、行政や他の土業とのつながりの中で、人々の生活をトータルに見ながら、法サービスのできる限りを実施する視点でアプローチする必要性」の認識に基づき、司法サービスを量的な面だけではなく、あるいはむしろ量的対応の限界を踏まえ、より具体的に各地域の事情等に応じて必要とされる司法サービスの質的側面への注目し、司法過疎対策の充実と実効性を上げるための課題やあり方を検討・構想することを目指すものである。

3. 研究の方法

(1) 司法過疎解消動向のフォローアップ

弁護士人口の増加やそれに伴って執られた法サービスの質的改善の取組をフォローしながら、定点観測的に特定離島地域や山間部での法律相談へのフィールド・リサーチの実施することなどによって知見を収集し、司法過疎地行き法サービスの質的向上のために必要な事柄を析出する取り組みを行った。

(2) フィールド・リサーチ

茨城県水戸市、福島県いわき市、南相馬市、宮城県仙台市、岩手県釜石市、宮古市などのそもそも司法過疎地でありながら、さらに東日本大震災の被災地となった地域での聴取り調査、熊本県の司法過疎地域である人吉市、天草市牛深、阿蘇郡南小国町、熊本市健軍でのアンケート調査、鹿児島市内での法律相談利用者調査、鹿児島島の離島である徳之島での法律相談利用者調査、愛媛県松山市における法律相談の利用者調査、長崎県の社会福祉施設の視察と聞き取りの調査などを行った。

とくに、鹿児島島の離島域での調査は、このプロジェクトの開始以前から、屋久島、種子島などを含め継続的に取り組まれているものであり、本プロジェクトでも継続的な調査の対象として地域のサービスの変動の影響などに注視した分析・検討を行った。

(3) 教育を通じた社会貢献活動の介入

通常の調査では客観性を旨としての現地調査を行うが、本プロジェクトでは法科大学院が実施する司法過疎地での法律相談活動を通じて、既存の法制度や専門家が提供する法サービスの状況への介入的活動での諸事情も調査の対象としている点に特徴がある。

4. 研究成果

(1) 「司法過疎」問題の大局的現状

司法過疎は、司法制度改革着手当時は、地裁本庁・支部を単位として、弁護士がゼロまたは一人の状況を解消することを目指していたいわゆる「ゼロ・ワン」解消というスローガンが掲げられていた。これに対して、日本司法支援センター（法テラス）と日弁連のひまわり基金によって、司法過疎地への法律事務所の進出が進むとともに、弁護士の増加によって、これまでに法律事務所がなかったいくつかの地域にも、弁護士が事務所を開業するようになった。その結果、当初の「ゼロ・ワン」のほとんどが解消され、司法過疎が解消されたと言われる状況に至った。

(2) 量的事情としての「司法過疎」の実情

そもそも司法過疎を社会問題として定義するに当たっては、上記「ゼロ・ワン」を基準とすることで明確にされ、政策対象とすることが可能になったと言える。その政策目標が達成されたため、現状では量的事情から「司法過疎」の問題の議論は下火になっているように見える。

しかし、弁護士や法律事務所の大都市集中という傾向が是正されたわけではなく、地裁の本庁支部という視点と異なる基準、たとえば簡易裁判所単位、自治体単位、単位人口当たりをとれば、まだ数字の上でも、司法アクセスを平等に享受できるといえる状況ではない。すなわち、研究目的に掲げた「法サービスのできる限りを実施する視点でのアプローチ」は、量的問題へのアプローチとしても、今後も継続して採られるべき有効な視点であることが、本プロジェクトにおいて確認された。

(3) 量的事情に刺激を与える要因

司法制度改革後、上記のように全般的に法律家の増加や定着地域の拡大などが見られたが、さらに、消費者金融業者に対する不当利得返還請求事案、いわゆる「過払い案件」の激増を受け、地元の弁護士や司法書士はもちろん全国の法律専門家の活動が活発化した。また、大都市圏の法律事務所が司法過疎地で単発的な巡回法律相談をしたり、地方局でのテレビCMを流して電話での問合せを受けて、そうした事案の相談を受けたり受任する活動が活発化した。特定案件に限られており、同時に、事項の影響や事案の払底により研究期間中にその活動のピークを越えたとは言え、地元弁護士会が対抗的にテレビCMを放映するなど、地域の法律実務家の活動に刺激を与え、司法過疎地から法制度にアク

セスする機会の増加に影響を与えたとい得る側面が観察された。

また、地元弁護士会が巡回法律相談をしたり、弁護士会が持つ法律相談センターの活動を拡充したほか、自治体が協定を結ぶことによって、年に数回程度での法律相談事業を行うところが現れた。これには、消費者庁の設置に伴う補助金を財源とすることができたという事情のほか、なかには、当プロジェクトと関わりのある地方の法科大学院による離島等実習の活動によってニーズを認識したり、それが後押しとなって、その取組を推進したところがあった。また、その法科大学院出身の弁護士が司法過疎とされる特定の地域での定期的な法律相談を行うようになった事例がある。

また、管轄内に代理権のある法律家がいなかった裁判所では、代理権のある司法書士や弁護士が進出したことにより、より裁判所らしい機能を果たすことができるようになったといわれる事例が見られた。すなわち、当事者の要望を踏まえた法律的助言の提供への促し、代理人によるより適切で充実した証拠収集などによる判断などが可能になったとされるのである。

このように、多くの人が訴訟によって恩恵を受けうる事案が発生した場合や、既存の制度の外部からの介入による刺激により、司法過疎地域に対して法サービスを活発化させたり、制度的に普及させる契機となりうることや、司法機関の機能を充実させ紛争解決や権利救済の機能が高まることが明らかになった。

(4) 司法過疎地の法サービスの質的事情

ほんの一端とは言え、司法過疎地からの司法制度へのアクセスという点で、量的事情の改善の改善が見られたことは明らかである。

しかしそうした状況の下でも、この質的側面に注目すると、いくつかの点を指摘できる。

第一に、法サービスの多様な機会と多様な主体によって実施される必要性である。

法科大学院による司法過疎地での法律相談の際の聴き取りに寄れば、法律相談の利用者の相談利用の動機のなかには、セカンド・オピニオンを求めるものはもちろん、地域外の法律家であることが動機になっているものがままた見られる。

また、弁護士や司法書士という、法律専門家よりも、大学が主催することが相談に来た理由として挙げられることもまたあった。すなわち、弁護士や司法書士からは営業的側面が看取され、大学であればより公平で利害関係なく話を聞いてもらえることが重要であるとされたのである。

法律相談の利用者が、必ずしもその地域で相談を受けるのではなく、その地域から離れた相談会場を選択することがままた見られる。

また、司法過疎地に赴任した貴重な法律家が、必ずしも地域や利用者に真摯な活動をし

たとは言えない事例が見られた。そのことは、その地域での法律家自体への信頼の喪失、公共的な意味合いの事務所名を継承できないなど、その後のその地域での法サービスへの影響は甚大であった。

すなわち、法サービスの質的担保をする上でも、外部からの介入や他の業種のブランドの活用を含む、多様な機会を確保することが望ましいことが明らかになった。

第二に、過疎地で活動する法律家が十分に機能するだけの背景的な側面を支えたり、改革する必要が明らかになった。

裁判所の布置や機能の制約により、法律家の活動や提供するサービスの内容が制約されることが確認された。これは司法過疎地からの法サービスの質に、そもそもの司法機関の布置や訴額等の制約により、泣き寝入りを促すような実務がなされることが、正当な側面はあるが、常態化することが確認される。

また、地域の生活事情などに十分に通じていないために、適切な対応がなされない場合があることが判明した。例えば、農業を生業とする場合、収入は特定時期に限られ、定額返済が難しい場合がままある。法律サービス提供者の側が、このことを理解しておらず、さらに消費者金融が頻繁に活用されたり、地域の自生的金融（頼母子など）が発生する事情を理解していない場合がみられた。また、法テラスの分割返済方式が、利用者の生活上の負担になると、利用者と考えられていることが判明した。

さらに、地域の法律家の職域・職能が限られているため、経済的基盤を確保できないのではないと思われる事情も看取された。逆に言えば、地域で活動する法律家自体が自己の職域・職能を狭く捉えるとともに、隣接域の職能を学ぶ機会や取り組み意欲もないために、事務所を自立的に成り立たせるだけの経済的基盤を確保できないのである。

このように、司法過疎地域での法制度へのアクセスの質を改善するには、法サービス提供者による現地の生活の理解やその法律家を支えたり、改善するための背景部分の取組が必要であることを明らかにすることができた。

(5) 質的側面の更なる拡充

制度的側面から見ても、司法過疎地における法サービスは層が薄いだけに、地域での関係者のネットワークによる補強をはじめとする補強が不可欠である。こうした事例は先端事例として報告されていることがある。社会福祉協議会との連携などが事例として報告されているが、それが一般的に普及したわけではない。

こうした取組を一般化するためには、(4)であげたような質的側面と合わせ、法テラスやひまわり基金によって赴任する者はもちろん、そうした地域での活動の在り方について、より広く理解を得る必要があることが明

らかになった。

また、法サービスそのものの質的向上のためには、ここで指摘されているような事情を踏まえた実習的教育場面を設けることが効果的であることも明らかになった。すなわち、法科大学院による法律相談実習に参加した法律実務家達の聴き取りによれば、そうした背景知識を意識した実践は、それ無しの実践とは異なる姿勢で取り組むことができ、経験値として確実に蓄積されるというのである。

こうした取組の推進のためには、臨床場面の研究を活用することが有効であることも明らかになった。たとえば法律相談の場面の詳細な研究により、相談の中から相談者の事情を聞き取るための関心の持ち方や聞き出す技術に関するワークショップなどを用いた実践的な取組に参加することを通じて、その技能を向上させることができるのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計21件)

猿渡健司、橋本眞、平田元「熊本県司法過疎地域における法的紛争を巡る現状分析」熊本ロージャーナル、査読有、9巻(2014年)35-70頁

新井信之、米田憲市「法科大学院の地域貢献と臨床法学教育 - 地域適正配置の視点を踏まえて」法曹養成と臨床法学、査読無、6巻(2013年)102-106頁

草鹿晋一「法科大学院クリニックにおける取組の特性(2)」法曹養成と臨床法学、査読無、6巻(2013年)111-114頁

小佐井良太「司法過疎地における法律相談：鹿児島島嶼の事例より」法社会学『法曹の新しい職域と法社会学』、査読無、76巻(2012年)158-171頁

飯考行「地域法曹論に向けて」法社会学『法曹の新しい職域と法社会学』、査読無、76巻(2012年)116-124頁

〔学会発表〕(計17件)

米田憲市「法律相談・交渉場面のビデオエスノグラフィー - ワークショップによる臨床法学教育場面の構築」九州法学会、2014年6月28日、九州国際大学・福岡県北九州市

米田憲市「地方の法科大学院の地域貢献の責務と可能性」日本臨床法学教育学会、2013年4月21日、立命館大学・京都府京都市

米田憲市、樫田美雄「臨床法学教育の「より臨床的な」展開を目指して - 「即時分析」実演によるビデオエスノグラフィーの啓蒙」日本臨床法学教育学会、2013年4月21日、立命館大学・京都府京都市

草鹿晋一「東日本大震災及びそれに続く原発事故の被災地における司法サービスの現状と課題」日本法政学会、2012年6月9日、志学館大学(鹿児島女子短期大学)・鹿児島県鹿児島市

飯考行「災害の法社会学にむけて」日本法

社会学会、2012年5月12日~13日、京都女子大学・京都府京都市

6. 研究組織

(1) 研究代表者

米田憲市(健一)(Ken'ichi YONEDA)
鹿児島大学・大学院司法政策研究科・教授
研究者番号：20283856

(2) 研究分担者

草鹿晋一(Shinichi KUSAKA)
京都産業大学・法務研究科・教授
研究者番号：30327118

飯考行(Takayuki II)
弘前大学・人文学部・准教授
研究者番号：40367016

小佐井良太(Ryota Kosai)
愛媛大学・法文学部・准教授
研究者番号：20432841

猿渡健司(Kenji SAWATARI)
熊本大学・大学院法務研究科・教授(弁護士)
研究者番号：30515474

赤松秀岳(Hidetake AKAMATSU)
九州大学・法学研究院・教授
研究者番号：40184098

中島宏(Hiroshi NAKAJIMA)
鹿児島大学・大学院司法政策研究科・教授
研究者番号：00318685

橋本眞(Makoto HASHIMOTO)
熊本大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：20218423

紺屋博昭(Hiroaki KONYA)
鹿児島大学・大学院司法政策研究科・教授
研究者番号：30344584

高平奇恵(Kie TAKAHIRA)
九州大学・法学研究院・助教
研究者番号：30543160

渡名喜庸安(Yoan TONAKI)
琉球大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：50125788

武田昌則(Masanori TAKEDA)
琉球大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：60404547

大野友也(Tomoya OHNO)
鹿児島大学・法文学部・准教授
研究者番号：70468065